

●○○ 第161回あすか倶楽部 定例会 ●○○

テーマ：消費者問題の変遷について

講師：前消費者委員会事務局長 原 早苗氏

日時：2014年4月19日（土）14:00～17:00

場所：トヨタ自動車（株）池袋アムラックスビル6階604会議室

【概要】講師の原早苗氏が学生時代から消費者問題にかかわり、消費者委員会事務局長として活動されたことから、消費者庁・消費者委員会設立前夜・設立・設立の牽引者・設置・組織と機能・活動・建議。成果と課題、今後の課題と展望についてお話しいただきました。

1. 消費者庁・消費者委員会設立前夜

消費者保護基本法の改正、適格消費者団体への団体訴権付与、公益通報者保護法の制定、並行して、食品安全基本法の制定、食品安全委員会の設立、金融商品取引法の制定、貸金業法改正など課題が山積みであった。

2. 消費者庁・消費者委員会の設立

構想が紆余曲折していたところ、2007年9月に福田総理が就任され、6つの原則にもとづく消費者庁設立構想が提示され、一気に進んだ。その構想は、消費者にとって便利でわかりやすい、消費者・生活者がメリットを十分実感できる、迅速な対応、専門性の確保、透明性の確保、効率性の確保、であった。

3. 消費者委員会設置の提案

衆議院・参議院で100時間に及ぶ審議の結果、2009年9月に消費者庁・消費者委員会設置された。

国会において大きく修正された事項は、

消費者委員会を内閣府に設置（消費者庁の外に出す）

委員会は10人以内、独立してその職権を行う

権限として、内閣総理大臣、各省大臣に建議、諮問に応じ重要事項を調査審議する、消費者安全法第20条による内閣総理大臣への勧告及び報告要求。

4. 消費者庁・消費者委員会の組織と機能

消費庁は、公正取引委員会や金融庁と同様に内閣府の外局として設置。情報の集約分析機能、司令塔機能を有す。消費者被害の防止やすき間事案対応等のための新法。

個別作用法の所管 ・表示 ・取引 ・安全

*法律の移管等に伴い、機構、定員、予算を各省庁から移し替えた。

*当初の定員200人程度、予算規模100億円弱で発足。

*国民生活センター、地方消費者行政のあり方については持ち越した。

5. 消費者庁・消費者委員会の主な活動

消費者庁：消費者基本計画の策定・評価（消費者委員会と連携）、地方消費者行政活性化基金による地方消費者行政への助成、消費者教育基本法の制定、消費者安全調査委員会の設置、消費者裁判特例手続法の成立など。

＊震災対策・放射線量測定機器の貸し出し、リーフレット作成なども。

消費者委員会：独立した第三者機関として内閣府に設置。自ら調査・審議を行い、消費者庁を含む関係省庁の消費者行政全般に対して意見表明（建議）を行う。内閣総理大臣、関係各大臣は消費者庁長官の諮問に応じて調査・審議を実施する。内閣総理大臣に対して勧告・報告要求（消費者安全法第20条）

＊定員2人、予算規模3億円で発足、事務局長職（原早苗氏）も併任

＊調査・審議機能を果たすため、下部に部会、専門調査会などを設置。

6. 消費者委員会における主な建議

- ・自動車リコール制度関係
- ・有料老人ホームの前払い金に係る契約の問題では契約後90日未満の経過は返金可能とした
- ・地方消費者行政の活性化に向けた対応策
- ・消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策・エステ、美容医療サービスに関する消費者問題
- ・公共料金問題、健康食品の表示等のあり方
- ・詐欺的投資勧誘に関する消費者問題について建議し、22本の意見表明をしている。

＊無登録業者による未公開株取引については、金融商品取引法改正で対応（最初の成果である。）

＊国民生活センターのあり方を巡っては、消費者庁の動きに対し意見表明したが担当大臣に拒否された。

7. 成果と課題

大臣が5人替わり推進が困難であったが、大臣常置により消費者行政の重み付けが増した。消費者基本計画の策定・評価の定着。各省庁にモノが言え、省庁を超えて動かすことができる面白さが出てきた。新しい取り組み、また前進を目指す活動も展開。

・消費者安全法（消費者安全、地方消費者行政）・消費者教育・食品表示一元化・公共料金・団体訴訟の強化などがある。

8. 今後に向けて

1) 長期展望、それに基づく強化が必要

組織・・組織、行政の立ち位置 機能・・多岐にわたる消費者問題に対する
課題・・課題の抽出と力量（専門性）

2) 地方消費者行政、消費者教育の位置づけを大きなものにする。

3) 消費者にとって価値のある組織（庁、委員会）になること！

【所感】消費者庁の設立前夜から、消費者委員会の設立まで、その構想づくりに紆余曲折したとき、福田総理の就任により、6つの原則が一夜のうちに提示され、一気に進んだ経緯のお話しは圧巻であった。縦割り行政の弊害を排除するため、委員会レベルの弛まぬ努力を知ることができました。政治家の強力な指導力次第で消費者行政が左右される現実がありますが、複雑多岐にわたり詐欺犯罪性が強まる消費者問題の被害発生防止と被害救済に係る法制度の拡充は喫緊の課題である。地方自治体の相談現場から改革改善に資する消費者問題情報・パブリックコメントを発信する意欲をかきたてられた講義でありました。

以上

報告者 26期 岸 宣忠